

## 委託業務特記仕様書

### (委託業務の目的)

第1条 本仕様書は、徳島県県土整備部東部県土整備局吉野川庁舎が管理する一般県道西黒田中村線の街路樹を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的として実施するものである。

### (土木工事共通仕様書)

第2条 本委託業務の施工に当たっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書平成28年7月」に基づき実施しなければならない。

### (現場責任者届)

第3条 受注者は、「現場責任者届」をこの契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し確認を受けなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

### (業務実施時期等)

第4条 業務の実施時期については、次の期間を予定している。

工種	種別	期間	摘要
抜根除草	(1回目)	6月15日～8月6日	植樹柵内
道路除草	(1回目)	6月15日～8月6日	
抜根除草	(2回目)	10月1日～10月31日	植樹柵内
道路除草	(2回目)	10月1日～10月31日	
樹木剪定	高木	10月1日～12月20日	

現場状況等により、上記期間以外に作業を指示する場合がある。

また、防除作業時期については、監督員との協議によるものとする。

### (施工管理等)

第5条 作業における状況写真は、作業前、作業中及び完了時を同じ場所、同じ方向から撮影するものとし、作業の実施状況及び実施範囲が確認できるように整理すること。

2 業務看板、保安施設状況及び交通誘導警備員の配置状況についても撮影すること。

3 道路除草については、草の刈り取り高さについても、撮影すること。

4 各回における作業の完了時に、監督員の立会を受けるものとする。

### (出来高の算出)

第6条 植栽剪定業務における数量は予定であるため、実施時においては、実績を適切にかつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。

- 2 作業量を出来形<寸法>管理することが困難な場合は、実績日報・写真（別紙-1、2、3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。

#### （除草時の飛散防止）

第7条 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の(1)又は(2)のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

- (1) 飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
- (2) ベニア板、飛散防止用ネット等の防護材を使用
  - ・ 草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
  - ・ 歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。
  - ・ 受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

#### （抜根除草）

第8条 受注者は、抜根除草の作業に当たっては、次の項目に留意すること。

- (1) 抜根除草に先立って、植樹帯内の空き缶、瓦礫、紙屑等の取除きを行い作業をすること。
  - (2) 歩行者や通行車両の通行の障害とならないように作業を行うものとし、危険防止の措置を講じること。
  - (3) 雑草を1本1本丁寧に根を残さないように取り除くこと。
  - (4) 抜き取った雑草は、速やかに運搬処理を行うこと。
- 2 各回完了時には、監督員の立会を受けること。

#### （高木剪定）

第9条 受注者は、高木の剪定作業に当たっては、次の項目に留意すること。

- (1) 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行わなければならない。
- (2) 剪定方法は、それぞれの樹種、樹形に応じて最も適切な方法（枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝降し等）により行うこと。
- (3) 枝姿及び樹形の仕立て方、特に修景上規格形にする必要がある場合を除き、枝が生育した時、樹形が樹種ごとに固有性を有するように剪定すること。
- (4) 剪定した枝葉は、通行人、車両等に障害にならないように根元に集積し、速やかに運搬処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃すること。
- (5) 剪定後の樹枝の切口は、必要に応じて防腐処理を行うこと。
- (6) 樹木に、幹や根元の大きな腐朽・空洞、樹体の揺らぎ等の異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

## (薬剤散布)

第10条 受注者は、薬剤散布に先立ち、害虫の発生状況を把握するため、対象樹木の調査を行うこと。

- 2 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- 3 薬剤散布は、無風又は風の弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、薬剤の飛散を抑制するノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意し、人畜への安全に留意して行うこと。
- 4 薬剤散布は、降雨時やその直前、作業完了直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布すること。
- 5 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類、農薬散布者等の連絡先を時間的余裕をもって周知すること。周知の方法については、着手前に監督員に連絡のうえ、必要に応じて監督員の指示を受けること。
- 6 農薬を使用する際は、事故防止のため次の項目についても留意すること。
  - (1) 毒物、劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。
  - (2) 農薬を他の容器（清涼飲料水等）へ移し替えないこと。
  - (3) 農薬の調製又は散布を行うときは、ラベルに記載のある使用上の注意事項に従い、農薬用マスク、防護メガネ等適切な防護装置を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
  - (4) 散布に当たっては、事前に防除機等の十分な点検整備を行うこと。
  - (5) 風下からの散布はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意すること。
  - (6) やむを得ず使い残した農薬や農薬の空容器、空袋等の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託すること等、受注者の責任において適切に処理すること。
- 7 受注者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の使用量、希釈倍数について記録簿を作成し、一定期間保管すること。また、当該記録の写しを監督員に提出すること。
- 8 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取扱いについては、農薬取締法等の関係法令を遵守するとともに、公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル（平成22年5月（令和2年5月改訂）環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考にして適切に行うこと。
- 9 使用薬剤の標準的な使用量は、次のとおりとする。

名称	単位	標準使用量（希釈後）
防除（高木）	リットル	6.5 L／本

## (竹・草木類の搬出等)

第11条 竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

2 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。

3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

4 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

#### **（交通誘導警備員等）**

第12条 交通誘導警備員の人数等変更が必要な場合は事前に監督員と協議を行い、必要と認めた場合は変更契約を行うこととする。

#### **（資材価格高騰に対する特例措置）**

第13条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

#### **（事故報告）**

第14条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

#### **（受注者の責任）**

第15条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

#### **（使用機械）**

第16条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

#### **（履行する際の注意事項）**

第17条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

令和 年 月 日

殿

受注者 住所  
氏名

## 現場責任者届

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	( . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。  
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。  
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。  
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。

徳島県東部県土整備局<吉野川>道路担当 宛

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務内容	
現場責任者	

労務実績	作業員種別		合計実働時間	合計	備考
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
		合計	0.0 h	0.000 人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備考
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
		合計	0.00 h	0.000 日	
その他材料	名称	規格	数量	備考	

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

徳島県東部県土整備局<吉野川>道路担当 宛

実績日報

作業日	
作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備考
労務実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		小計		0.0 h	0.000 人		
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備考
作業機械実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		小計		0.0 h	0.000 人		
その他材料	名称	規格等		数量	備考		
		小計					

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

## 実績日報写真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	
<div data-bbox="391 465 837 698" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><h2>集合写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

作業機械実績	
<div data-bbox="391 1048 837 1281" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><h2>集合写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

その他材料写真	
<div data-bbox="391 1639 837 1872" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><h2>その他材料写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：